

## 愛媛県内NPO法人のみなさまへ

みなさまの法人の定款を再確認してみませんか？

ぜひ  
この機会に

“定款”  
再チェック！！

平成24年4月1日に施行された改正NPO法により、  
定款変更や法務局への登記変更が必要となっています。

愛媛県への申請や届出に必要な様式は、愛媛ボランティアネット(<http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>)から  
ダウンロードできます。

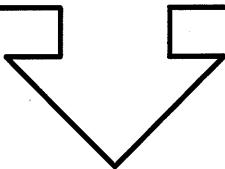
※「松山市以外の1市町のみに事務所を置く法人」に  
ついては、その事務所地の市町が窓口です。

愛媛県 男女参画・県民協働課  
県民協働グループ  
電話：089-912-2305  
FAX：089-912-2444

改正のポイント①

## 理事の代表権の制限

定款のうち(職務)にかかる条項で、「理事長は、この法人を代表し、」など、法人の代表者を定めている場合



### A. このまま法人の代表者を理事長とする場合

- ・理事長以外の理事を抹消する登記が必要です。
- ・定款の変更は不要です。  
(理事長以外の理事が代表権を持たないことを定款に追記することもできます。)

### B. 理事全員を代表者とする場合

- ・定款の変更が必要です。
- ・法務省への登記申請も必要です。

※NPO法改正に伴う登記の変更は、改正法施行から6ヶ月以内の手続きが必要とされており、既に期限を過ぎていますので、詳しくは法務局で相談してください。

改正のポイント②

## 「定款変更」の条項

定款のうち(定款の変更)にかかる  
条項の記載内容の変更が必要です。

法改正により、定款変更時の届出事項が拡大され、改正NPO法第25条に記載された事項以外は、「届出」でよいことになりました。  
そのため、定款の規定も変更しておく必要があります。

定款変更に当たり届出で足りる事項

改正前

- ・所轄庁の変更を伴わない  
事務所の所在地変更
- ・資産に関する事項の変更
- ・公告の方法の変更

改正後

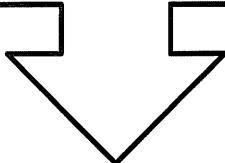
- ・所轄庁の変更を伴わない  
事務所の所在地変更
- ・役員の定数の変更
- ・資産に関する事項の変更
- ・会計に関する事項の変更
- ・事業年度の変更
- ・残余財産の処分以外の解散  
に関する事項の変更
- ・公告の方法の変更
- ・法第11条第1項各号にない  
事項(合併に関する事項、職  
員に関する事項、賛助会員  
や顧問等に関する事項)

※ここに記載した事項以外の変更は承認申請が必要です。

改正のポイント③

## みなし総会決議の追加

社員全員が書面等で同意の意思表示をした場合は、社員総会の決議を省略できることになりました。



定款のうち、(議決)にかかる条項と、(議事録)にかかる条項の規定に、みなし総会決議について追加することが必要です。

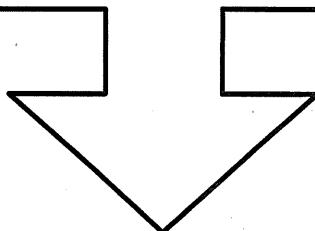
※この項目の追加は、法人の任意でするので、追加しない場合は、定款の変更は必要ありません。

改正のポイント④

## 活動計算書の導入

会計書類のうち、「収支計算書」に代わり、「活動計算書」を導入することになりました。

※経過措置として、当分の間、収支計算書を使用することも認められています。



- ・定款のうち、(権能)にかかる条項、  
(事業計画及び予算)にかかる条項、  
(事業報告及び決算)にかかる条項  
に記載されている文言の変更が必要です。



定款を変更する際の具体的な文言については、こちらの資料を参考にしてください。

### NPO法改正に伴う定款の変更について（H24.4.1～）

#### 1 理事の代表権の制限について

改正NPO法では、理事の代表権に加えた制限を善意の第三者に対抗することができないという規定が削除されました。定款によって理事長でない理事の代表権を制限する場合は、下表「変更例」のように代表権の制限を明確にすることをお勧めします。

※下表「変更前」のような規定を設けている場合も、理事長以外の理事の代表権を制限していると解されるので、代表権喪失の登記が必要です。

なお、理事の代表権に関する規定を変更する場合は、届出では足りず、認証申請が必要です。

変更前	変更例
(職務) 第 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。	(職務) 第 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 ② 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。	2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

#### 2 定款変更条項の改正及びそれに伴う定款変更認証申請について

定款においては、「定款変更」について規定する必要がありますが、旧手引きの定款例にならって、下表「変更前」のとおり規定している法人が多くあります。

法改正により、届出で足りる定款変更の事項が増えたことから、下表「変更前」のように規定している法人については、定款を変更する必要があります。

なお、定款変更に関する規定を変更する場合は、届出では足りず、認証申請が必要です。

変更前	変更例
(定款の変更) 第 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【　】分の【　】以上の多数による議決を経、かつ、 <u>軽微な事項として</u> 法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて <u>所轄庁の認証を得なければならぬ</u> い。	(定款の変更) 【例1】 第 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【　】分の【　】以上の多數による議決を経、かつ、 <u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) 目的

<p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>	<p>(2) 名称</p> <p>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)</p> <p>(5) 社員の得喪に関する事項</p> <p>(6) 役員に関する事項 (役員の定数に関する事項を除く)</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) その他の事業を行う場合における、その種類 その当該その他の事業に関する事項</p> <p>(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項</p> <p>(10) 定款の変更に関する事項</p>
--	--

#### 【例2】

第 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【　】分の【　】以上の多数による議決を経、かつ、  
\_\_\_\_\_法第25条第3項に規定する\_\_\_\_\_事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### 3 みなし総会決議の追加及びそれに伴う定款変更認証申請について

改正NPO法では、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議を省略することができるようになりました。(以下「みなし総会決議」といいます。)

みなし総会決議を採用するためには、定款に規定を追加することが必要です。(みなし総会決議を採用するかどうかは法人の任意です。)

なお、みなし総会決議規定を追加する場合は、届出では足りず、認証申請が必要です。

変更前	変更例
<p>(議決)</p> <p>第 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(議決)</p> <p>第 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。</p>

<p>(議事録)</p> <p><b>第 1 条</b> 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日時及び場所</li> <li>(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</li> <li>(3) 審議事項</li> <li>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</li> <li>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</li> </ul> <p><b>2</b> 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p><b>第 1 条</b> 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日時及び場所</li> <li>(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</li> <li>(3) 審議事項</li> <li>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</li> <li>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</li> </ul> <p><b>2</b> 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p><b>3</b> <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></li> <li>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></li> <li>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></li> <li>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></li> </ul>
---	---

#### 4 収支計算書に係る改正及びそれに伴う定款変更届出について

NPO法で「収支計算書」が「活動計算書」に改められたことから、定款のうち「収支計算書」等の記載については、「活動計算書」と改めが必要です。

なお、この場合、認証が必要なものと届出で足りるものがあります。

#### 認証が必要な事項・・・会議に関する事項（例：総会の権能）

変更前	変更例
<p>(権能)</p> <p><b>第 1 条</b> 総会は、以下の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) 省略</li> <li>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</li> <li>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></li> <li>(6)～(10) 省略</li> </ul>	<p>(権能)</p> <p><b>第 1 条</b> 総会は、以下の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) 省略</li> <li>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</li> <li>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></li> <li>(6)～(10) 省略</li> </ul>

届出で足りる事項・・・会計に関する事項（例：事業計画及び予算、事業報告及び決算）

変更前	変更例
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>

変更前	変更例
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。</p>